

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正の概要

第1	改正の概要	産業廃棄物の処理状況の確認をしていない事業者に対する措置強化	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について平成29年12月28日（愛知県環境審議会） ・排出事業者による廃棄物の処理状況の確認の実効性を高めるため、条例第7条の規定を担保する、勧告、公表規定を設けることが適当であると考え
第2	改正の理由	<p>平成28年1月、食品製造業者等から処理を委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により食品として不正に転売されるとともに、大量に過剰保管されているという不適正処理案が発覚した。</p> <p>本事案発生の要因は、第一に処理業者による不適正処理にあるが、排出事業者における廃棄物処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因であった。</p> <p>廃棄物の適正な処理の促進に関する条例では、県内産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託した事業者当該委託に係る産業廃棄物の処理状況の定期的な確認等を義務付けているが、勧告や公表について規定されていないため、その実効性は低い。</p> <p>このことから、当該規定の実効性を確保するため、処理状況の定期的な確認を適正にしている事業者に対する措置強化を図るもの。</p>	
第3	改正の内容	県内産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託した事業者で、その処理状況の定期的な確認等をしていない者に対する勧告、公表規定を新設する。	
第4	施行期日	平成30年10月1日	
第5	その他	（附則関係）この条例の一部改正に伴い、愛知県事務処理特例条例の一部改正を行う。	

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正新旧対照表

新

(処理を委託する場合における確認等)

第七条 略

2 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、規則で定めるところにより、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。

3 知事は、事業者が前二項の規定による確認をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらの規定による確認をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 略

(県外産業廃棄物の搬入の届出等)

第八条 1～3 略

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

旧

(処理を委託する場合における確認等)

第七条 略

2 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。

3 略

(県外産業廃棄物の搬入の届出等)

第八条 1～3 略

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(公表)

第二十五条 略

2 第七条第五項の規定は、前項の規定によりする公表について準用する。

5| 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当

該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第二十五条 略

2 第八条第五項の規定は、前項の規定によりする公表について準用する。